



2020年6月26日

各 位

会 社 名 児玉化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坪田 順一
(コード：4222、東証第二部)
問合せ先 経理財務部長 大洞 豪将
(TEL. 050-3645-0121)

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、2020年3月期において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程及び同施行規則が定める債務超過に該当することとなったことから、東京証券取引所が本日発表したとおり、有価証券上場規程第601条第1項第5号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2. 債務超過に至った経緯

当社グループは、近年において生じた過去の海外事業投資に係る損失に加え、2019年3月期に相次いで発生した機械故障に対応するための費用及び損失等により、極めて脆弱な財務体質となっておりました。そのため、スポンサーによる出資受け入れを実現すべく、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画の策定と併せて対応して参りましたが、その実現は、2020年3月期末を跨ぐこととなりました。一方、2020年3月期連結会計年度（以下「当連結会計年度」といいます。）においては、構造改革費用の支出、中国子会社の売却等により、471百万円の親会社に帰属する当期純損失を計上することとなり、当連結会計年度末の純資産は558百万円に減少し、非支配株主持分等を除いた自己資本は208百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

4. 今後の見通し

2020年4月14日付け「事業再生ADR手続の成立、スポンサーへの債権譲渡による金融支援及び特別利益（債務免除益）の計上に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、取引先金融機関による金融支援（以下「本金融支援」といいます。）及びエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の内容を含んだ事業再生計画に基づき、経営再建を図って参ります。

また、本日開催された第93回定時株主総会において、本第三者割当増資の実行に必要なすべての議案が承認・可決され資本が大幅に拡充されるため、2020年6月末までに債務超過状態を完全に解消する見込みとなっております。本金融支援及び本第三者割当増資が完了次第、改めてお知らせいたします。

以上